

高齢者虐待防止指針

1. 虐待防止の基本姿勢

利用者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。そのため、当施設の基本的な考え方として、この指針を定め、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぎ、早期発見・早期対応に努めます。

2. 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること

(2) 介護放棄

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき業務上の義務を著しく怠ること

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

3. 虐待・不適切なケアを防止する取り組み

(1) 背景要因を解消する(背景要因は相互に強く関連するため、多角的に取り組む)

(2) 不適切なケアを減らす(虐待の芽を摘む)

(3) 利用者の権利利益を守る適切なケアを提供する

(4) 定期的な虐待防止検討委員会の開催・発生時、虐待防止審査会開催

(5) 職員の倫理観、コンプライアンスを高めるため、施設内研修の開催や外部研修への

参加

●当施設全体で上記の取り組みを通じ、高齢者虐待の防止が達成されるよう、組織的な対策をとり、ケアの質の向上を目指す

4. 高齢者虐待・不適切なケアへの対応

- (1) 利用者の安全を確保する
 - (2) 迅速に対応する
 - (3) 事実を確認する
 - (4) 組織的な情報提供と対策の検討
 - (5) 原因分析と再発防止への取り組み
 - (6) 本人・家族への説明・謝罪、市町村への報告
 - (7) 終結後の評価
- ※正確な事実確認をし、情報を隠さない

5. 虐待の相談・窓口

支援相談員
看護師長
看護主任
介護主任

この指針は令和5年4月1日より適応する

介護老人保健施設 シルバーケア土浦
虐待防止検討委員会